

令和7年 3月 4日 開会

令和7年 3月 21日 閉会

(定例第1回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第4号

令和7年第1回日吉津村議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年2月6日

日吉津村長 中田達彦

1. 日 時 令和7年3月4日 午前9時00分
 2. 場 所 日吉津村議会議場
-

○開会日に応招した議員

齊 田 光 門	加 藤 修
江 田 加 代	長谷川 康 弘
前 田 昇	石 原 浩 明
河 中 博 子	橋 井 満 義
松 田 悦 郎	山 路 有

○応招しなかった議員

な し

第1回 日吉津村議会定例会会議録 (第1日)

令和7年3月4日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和7年3月4日 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長施政方針説明
- 日程第 5 報告第 1 号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第 6 報告第 2 号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第 7 議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 8 議案第 3 号 日吉津村副村長定数条例
- 日程第 9 議案第 4 号 日吉津村副村長を置くことに伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 10 議案第 5 号 日吉津村職員等の旅費に関する条例
- 日程第 11 議案第 6 号 日吉津村物価高騰対応重点支援基金利子補助基金条例
- 日程第 12 議案第 7 号 日吉津村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例
- 日程第 13 議案第 8 号 日吉津村空家等の適正管理に関する条例
- 日程第 14 議案第 9 号 日吉津村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 10 号 日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 11 号 日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 12 号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 13 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 14 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 15 号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 16 号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 22 議案第 17 号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 18 号 日吉津村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 24 議案第 19 号 日吉津村高齢者筋力向上トレーニングルーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 25 議案第 20 号 日吉津村立農業者トレーニングセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 26 議案第 21 号 日吉津村立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例
- 日程第 27 議案第 22 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）
- 日程第 28 議案第 23 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）
- 日程第 29 議案第 24 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）
- 日程第 30 議案第 25 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算
- 日程第 31 議案第 26 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第 32 議案第 27 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 33 議案第 28 号 令和 7 年度日吉津村下水道事業会計予算
- 日程第 34 議案第 29 号 財産の無償貸付について
- 日程第 35 議案第 30 号 日吉津温泉の利用許可申請について
- 日程第 36 同意第 1 号 日吉津村教育委員会委員の任命について
- 日程第 37 同意第 2 号 日吉津温泉審議会委員の委嘱について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長施政方針説明
- 日程第 5 報告第 1 号 総務経済常任委員会の調査研究について

- 日程第 6 報告第 2 号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第 7 議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 8 議案第 3 号 日吉津村副村長定数条例
- 日程第 9 議案第 4 号 日吉津村副村長を置くことに伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 10 議案第 5 号 日吉津村職員等の旅費に関する条例
- 日程第 11 議案第 6 号 日吉津村物価高騰対応重点支援基金利子補助基金条例
- 日程第 12 議案第 7 号 日吉津村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例
- 日程第 13 議案第 8 号 日吉津村空家等の適正管理に関する条例
- 日程第 14 議案第 9 号 日吉津村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 10 号 日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 11 号 日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 12 号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 13 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 14 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 15 号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 16 号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 17 号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 18 号 日吉津村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 24 議案第 19 号 日吉津村高齢者筋力向上トレーニングルーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 25 議案第 20 号 日吉津村立農業者トレーニングセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 26 議案第 21 号 日吉津村立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例
- 日程第 27 議案第 22 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）
- 日程第 28 議案第 23 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予

算（第3回）

- 日程第 29 議案第 24 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）
- 日程第 30 議案第 25 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算
- 日程第 31 議案第 26 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第 32 議案第 27 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 33 議案第 28 号 令和 7 年度日吉津村下水道事業会計予算
- 日程第 34 議案第 29 号 財産の無償貸付について
- 日程第 35 議案第 30 号 日吉津温泉の利用許可申請について
- 日程第 36 同意第 1 号 日吉津村教育委員会委員の任命について
- 日程第 37 同意第 2 号 日吉津温泉審議会委員の委嘱について

出席議員（10名）

1 番 齊 田 光 門	2 番 加 藤 修
3 番 江 田 加 代	4 番 長谷川 康 弘
5 番 前 田 昇	6 番 石 原 浩 明
7 番 河 中 博 子	8 番 橋 井 満 義
9 番 松 田 悦 郎	10 番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 里 英 樹 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	中田達彦	総務課長	小原義人
総合政策課長	大武浩	住民課長	矢野孝志
福祉保健課長	橋田和久	建設産業課長	福井真一
教育長	井田博之	教育次長	横田威開
会計管理者	景山美穂		

午前9時00分 開会

○議長（山路 有君） 皆さんおはようございます。

それでは定例会初日を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、令和7年第1回日吉津村議会定例会を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山路 有君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により7番、河中博子議員、8番、橋井満義議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（山路 有君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。今期定例会の会期は、議会運営委員会から答申のあったとおり、本日から3月21日までの18日間とし、審議予定はお手元に配付のとおりといたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月21日までの18日間、審議予定はお手元に配布のとおりと決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（山路 有君） 日程第3、諸般の報告をいたします。はじめに議長の報告をいたします。

説明員の報告、地方自治法第121条の規定により、村長ならびに教育長に出席要求をし、村長、

教育長、以下担当課長が出席しております。

出納検査報告、お手元に配付のとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管しておりますので、閲覧いただきたいと思います。

陳情の付託報告、本日までに受理した陳情4件は供覧となりました。

陳情の処理経過及び結果の報告、令和6年12月定例会において供覧となりました臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情については、12月13日付けで提出者に審査結果の通知をいたしました。

行事報告、12月定例会終了後から本日までお手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 村長施政方針説明

○議長（山路 有君） 日程第4、村長施政方針説明を行います。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） みなさんおはようございます。それでは3月議会の開会にあたり、施政方針を述べさせていただきますと思います。

本日ここに、令和7年度一般会計当初予算をはじめ、関係者諸議案の審議をお願いするにあたり、村政に対する施政方針と、予算に関する総括的なご説明を申し述べさせていただきますと思います。

昨年10月に、鳥取県から初めて石破内閣総理大臣が誕生されました。石破総理は地方創生2.0、改めて地方から日本を元気にしていこうということを政策の柱に掲げておられます。

また、今年1月にはアメリカ大統領に、ドナルドトランプ氏が第47代大統領として就任し、石破総理が初の首脳会談を行われました。日米関係の新たな時代の始まりに期待するとともに、複雑な世界情勢を背景に続く原油高、物価高は、わたくしたちの生活にも今なお大きな影響を及ぼしており、そうした不安定な現状にも向き合いながら、今後、人口が減少していく中であっても、持続可能な社会や仕組みづくりが求められています、そのような状況にも的確に対応しつつ、今後も本村が元気で活力のある村であり続けるため、日吉津村からの地方創生にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

令和7年度の一般会計予算総額は、33億4,881万2,000円、国民健康保険事業勘定特別会計3億8,601万4,000円、後期高齢者医療特別会計6,959万3,000円、下水道事業会計1億9,806万

9,000 円を本議会に提案をさせていただくこととしております。一般会計では、令和 7 年度は海浜運動公園再整備事業の一期工事や、小学校 GIGA スクール構想における一人一台端末の更新を行うため、前年度と比較すると 5 億 7,731 万 3,000 円多い予算、国保会計では昨年度より 1,322 万 6,000 円少なく、後期高齢者医療特別会計では昨年度より 642 万 2,000 円多い予算となっています。下水道事業会計では、前年度には下水道処理場内の無停電電源装置改修の更新工事を実施いたしましたので、比較すると 1,370 万 4,000 円少ない予算となっています。

以下、主要な事業取り組みについてご説明させていただきます。

まず、防災の関係ですが、昨年は 1 月 1 日に発生した能登半島地震を始め、全国各地で大きな地震が発生し、災害への危機感、緊張感がさらに増した一年となりました、風水害につきましても、全国各地で大雨や台風による被害が相次ぎ、7 月 9 日から 12 日には、山陰地方を中心に記録的短時間大雨情報が発表され、出雲市では県道が崩壊するなど大きな被害をもたらしました。

村内の災害状況を振り返りますと、11 月 6 日に突風被害が発生し物置小屋一棟の倒壊、非住家の屋根瓦損壊、ビニールハウスの一部損傷の被害がありました。火災につきましては、一昨年の火災以降は無火災を継続しております。

国政に目を向けますと、昨年発足しました石破内閣において 2026 年度の創設を目指し、防災庁設置準備室が設置され、防災に対する取り組みの重要性がさらに高まっているところであります。

本村でも、今までの防災訓練等のやり方を検証しつつ、住民の皆様に、実際に避難所の開設準備や、ベッドやテントの組み立てをしていただいたり、資機材の使用体験をしていただいたりするなど、実際に体験できる場を設けてみたいと考えています。また、事前に備える災害備蓄品の周知など、自治会及び自主防災組織、防災士の皆様と連携をし、さらに防災への取り組みの強化を図ってまいりたいと考えております。

地方創生の推進につきましては、2060 年に本村の人口 3600 人を維持するため、住んでみたい住み続けたい村づくり、結婚、出産、子育てしやすい村作り、働き続けられる村づくり、魅力あふれる村づくりを四つの基本目標として取り組んでおります。令和 5 年 2 月に、第 2 期日吉津村地方創生総合戦略の目標人口として掲げております 3600 人を超え、直近の 2 月 1 日現在では 3606 人となっています。

国が掲げる地方創生 2.0 を実現していくため、令和 7 年度には新しい地方経済生活環境創出交付金を財源とした、海浜エリアにおける海浜運動公園の再整備事業を開始し、観光やスポーツ、アウトドア等、本村にあった地域資源を活用するための取り組みを進めてまいります。

また、地方創生支援マネージャーの力も借りながら、日吉津村の知名度や魅力度を上げるための情報発信や、PR 活動等を加速させ、さらに農産物加工や特産品開発など、農業者や商工業者のとの連携を図るなど、本村の地方創生をさらに力強く進めてまいりたいと考えております。

これからの人口減少社会を見据え、デジタル技術も活用しながら、移住定住政策や村内外への魅力発信などに官民連携で取り組むことにより、人口の維持増加を図りながら、村の元気づくり地域力につなげていきたいと思っております。

子育て支援の関係では、日吉津こども園では幼児教育や保育の質の向上などに努めると共に、子育て支援センターや小規模保育所も含めて、子どもの育ちと親の子育てをしっかりと支えられるように、引き続き連携を図り取り組んでまいりたいと思っております。近年の村内の住宅化により、戸建住宅への転入が増加し、特に3歳以上児の入園希望が増加しております。本年度は保育室を増設致しましたので、1クラスを少人数編成として、さらに一人一人にきめ細やかな保育教育を提供し、就学に向けた準備支援を行い、子育て世代の希望にしっかりと寄り添っていけるよう努めてまいります。

児童館も登録児童数が年々増加しており、本年度は小学校の学びルームを活用し、分館体制で取り組ませていただきました。子供達に健全な遊びの場を提供し、体験学習や生活習慣の習得の支援を行い、保護者の皆様との連携を図りながら充実した放課後を過ごせたのではないかと考えています。今後も、児童数の増加が見込まれますので、適切に遊びや活動が提供できるように取り組んでまいります。また、令和8年度の子ども家庭センター設置に向け、スムーズにセンターがスタートできるよう、支援メニューの検討、資格取得等も考慮しながら準備を進めていきたいと考えております。

教育の関係で、日吉津小学校ではこの4月に47名の新入生を迎え、235名での学校活動をスタートする予定としています。日吉津小学校は、これまでに多くの地域の方々に学習に参加をしていただき、充実した教育活動を展開してきました。導入してから、4年が経過するコミュニティスクール事業では、地域とともにある学校づくりを推進していくとともに、教育支援センターふらっとルームでの個別学習なども含め、子どもたちの学習活動をしっかりと保障しながら、個に応じた指導及び支援体制の充実に努めてまいります。

また、共働き世帯が増加し、朝早い時間から小学校に登校する子どもたちが増えている現状を踏まえ、小学校での朝の居場所づくり事業を開始いたします。村内のボランティアの方々にご協力いただき、朝7時15分から7時45分の学校の開門時間までの間、小学校のまなびルームを朝

の居場所として開設し、子どもたちを見守り、子どもたちが安心して過ごすことができる体制を整備してまいりたいと思います。中学生サークル、スパークルバルブズ は、昨年引き続きチューリップマラソンや、盆踊り大会、村民運動会、ふれあいフェスタ、音楽祭等のボランティアに参加してくれました。また、10月に開催されたねんりんピック鳥取大会では、会場装飾用のプラントターを、植え付けから管理まで自分たちで行い、大会当日に会場を彩りました。立ち上げから2年が経過し、サークルの取り組みを多くの方に知っていただけるようになりました。今後も中学生の意思を尊重し、活動を支えていきたいと考えております。また、地域とともに繋がり、関わる、地域のために行動、貢献する高校生の活動も支援できるよう活動の幅を広げたいと考えています。

また、子供たちの英語力を高め、チャレンジしていく力を育てるため、英語検定の補助制度を導入致します。これまで取り組んでいる、小学校やこども園などでの ALT 外国語指導助手の活動や、中学生を対象とした人材育成オーストラリア派遣事業などと合わせて、子供の頃から英語に親しみ、世界に通用する英語能力を高めていく、子供たちのがんばりを応援していきたいと思えます。

ガッツ日吉津子を育てることを目標としたカルチャー土曜塾では、今年度も地域の皆様のご協力のもと、4回の定期コースと体験発見コースとして、日吉津海岸での釣り大会、若鳥丸探検を開催しました。多くの子供たちやご家族の参加があり、体験活動や人と関わることを通した子供たちの成長につながっているものと思えます。新年度もさらなる体験活動の充実を推進してまいりたいと考えております。

ヴィレステひえづは今年開館10周年を迎えます。コロナ禍で減少していた利用者数は回復し、この1年は特に小中高校生の利用が大幅に増え、さまざまな世代の皆さんが集う村の拠点となっています。10周年記念イベントを企画運営し、利用者の皆さんと喜びを分かち合いながら、引き続き利用者のニーズへの対応を図り、村民の皆様の居場所となるヴィレステ運営に努めてまいります。

社会体育では、球技大会や村民運動会を計画どおり実施することができ、それぞれの大会で自治会ごとに声援が飛び交い、競技を通して暖かい交流が図られました。新年度は、近年の猛暑への対応や自治会行事の状況等を踏まえて、開催時期を見直し、より皆様が参加しやすい大会となるよう各実行委員会の皆様と協力して、大会を開催してまいりたいと思えます。

次に、地域共生社会の実現関係ですが、人生100年時代の長寿社会を見据え、高齢になっても

住み慣れた地域や住まいで、自分らしい暮らしを続けることができるよう村民の健康づくりなど、健康寿命の延伸対策、フレイル予防、健康づくりのための環境整備、社会参加の促進など、地域ぐるみで生涯にわたって、活躍できる村づくりに向けた取り組みを強化してまいりたいと思います。そのような地域共生社会の実現に向けて、複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、介護、障害、子供、生活困窮といった分野ごとではなく、属性を問わない相談支援、参加支援及び、地域づくりに向けた支援の三つの支援を一体的に行う、重層的支援体制整備事業の実施に向けて取り組んでまいります。関係機関と連携し、共に支え合う福祉の充実を目指し、誰もが地域の中に居場所があり、孤立することなく地域全体で見守り、支え合う村づくりを進めてまいりたいと考えております。

社会保障の充実では、国民健康保険及び後期高齢者医療の特定健診を始め、受診結果に基づいた保健指導等の取り組みにより、被保険者の健康づくりを推進し、保健医療制度の安定した運営を図るとともに、子育て世代や重度障がい者等の医療費助成制度などにより、健康の保持及び増進を図ってまいります。

国民健康保険税の課税方法の変更につきまして、従来国民健康保険の運営は各市町村が担ってまいりましたが、国民健康保険の安定的な運営の持続を目指した制度改革が行われ、平成30年度から県が財政運営を担うことになり、県内市町村の保険料水準の統一を目指すこととなっております。国民健康保険税の課税方式は、現在、所得割、資産割、均等割、平等割で構成する通称4方式が主流でしたので、本村もこの方式を採用してきておりますが、県では資産割を除いた、通称3方式を採用し、納付金の算定などに用いることが決定しています。このことから、県内市町では3方式への移行が進み、本村の国民健康保険運営協議会においても、3方式について協議を重ねてまいりました。その結果、被保険者への影響を考慮しつつ、国保財政の安定化を図っていくため、令和7年度から年次的に保険税算定方式を、現在の4方式から3方式への移行を行ってまいります。

具体的には、現行税率の資産割の率を年次的に減額し、その減額分を所得割に加算することで、被保険者への急激な影響避け、5年間をかけて3方式への移行を行ってまいりますので、被保険者の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

南部箕蚊屋広域連合で行う介護保険事業につきましては、第9期介護保険事業計画の基本目標である、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、安心して自分らしく生活できる地域づくりに向けて、地域包括ケアシステムの進化を図り、介護予防と健康づくりの推進、認知症施策の推進な

ど共に支え合う村づくりを推進していきたいと考えております。

次に、保険健康づくりでは各種検診の受診率向上に取り組むとともに、より多くの村民の皆様が、日頃から自らの健康に関心を持ち、主体的に生活習慣病の予防や改善、健康増進に取り組むことで健康寿命の延伸につなげていけるよう、健康づくり推進協議会や食生活改善推進委員会の活動と連携を図りながら、バランスの取れた食生活の実践や、さまざまな検診機会の提供、フレイル予防などの普及啓発活動に取り組んでまいります。

特に高齢者の健康で自立した生活を維持し、安定して暮らせる地域社会の構築を目指し、保険と介護の一体化事業を実施してまいります。かかりつけ医との連携強化や介護予防事業等、高齢者政策との連携強化に取り組んでまいります。

また集いの場などで、専門職による運動指導や相談支援を行うとともに、社会体育の取り組みの一環として、自治会単位でのスポーツ活動や、気軽に体を動かせる場所づくりを進めてまいりたいと考えております。村民の皆様同士が楽しみながら、健康づくりできる環境づくりを進めてまいりたいと思います。

次に農業の関係ですが、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加、さらには資材、肥料価格の高騰など、農業を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。このような中、農業をめぐる様々な問題を解決し、地域農業を将来にわたって持続可能なものとするため、令和4年3月に日吉津村農業将来ビジョンを策定し、これを具体化するためのがんばる地域プラン事業につきましては、令和4年度から令和8年度までの予定で事業に取り組んでいるところであります。

この度、県の審査会における中間評価の結果を踏まえ、概ね10年後を見据えた中で、地域農業が抱える課題の解決に資するよう、内容の見直しを行ったところであり、残りの2カ年度にかけて優先度の高いものから順次取り組みを進めてまいりたいと考えています。

また、策定を進めております農業経営基盤強化法強化促進法に基づく、地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画につきましては、これまでに法定の手続きがほぼ終了し、今月10日頃には決定、公告をできるよう事務を進めているところであります。新年度以降、地域内外からの農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の効率的な利用を進めるなど、本村の農業が持続可能なものとなって行くよう、関係者と連携し取り組みを進めてまいりたいと思います。

また、先月2月の寒波、大雪により、鳥取県内ではさまざまな農作物の被害が発生しています。本村におきましても、積雪による農作物の被害が発生しております。これらの被害に対し、農業

者が意欲をもって生産販売を継続していけるよう、県や関係機関と連携し、対応を検討していきたいと考えております。

商工業、観光の振興につきましては、商工会とも連携し、小口融資や利子補給事業を継続し、中小事業所の経営安定を図るとともに、鳥取県西部、旧市町村と商工団体が共同で製作、作成した創業支援事業計画に基づき、起業創業支援を実施しており、今年度は4件の新規創業への支援を行いました。引き続き、地域経済の活性化につながる対策事業を適時に行ってまいるとともに、大山山麓日野川流域観光推進協議会など近隣市町とも連携しながら、広域的な観光振興やサイクルツーリズムを切り口とした地域経済の活性化を進めてまいりたいと思います。

海浜エリアの活性化では、村民の皆様のご意見をお聞きしながら海浜運動公園再整備に係る基本計画や、実施方針を策定してまいりました。村民の皆様楽しく過ごしていただく公園として、まずは令和7年度にキャンプ場のリニューアルと合わせ、現在のテニスコート、ゲートボール場を芝生化し、グランドゴルフなどがプレイできるスポーツ広場として再整備を行ってまいりたいと思います。

また、うなばら荘は令和4年3月末から閉館状態が続いていましたが、このたび具体的な事業提案をされた事業者がございました。事業計画の内容等について精査し、事業の実現性があると施設所有者、西部広域行政管理組合の間で確認ができましたので、本議会において温泉の利用許可申請等、議案を提出させていただいています。

なお、議案が可決となりますと、正式契約の手続きを進め、開業に向けて動き出すこととなります。本村と致しましても事業開始に向け、事業者と連携、協力してまいりたいと考えております。

道路の維持管理につきましては、道路橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の定期点検や、村道5号線の西側橋3の補修を行うほか、舗装長寿命化修繕計画に基づき村道温泉線の舗装補修を行うこととしております。また県の事業で、日野川右岸沿いに新たな堤防道路、通称日野川右岸道路の整備計画が進められており、今年度令和6年度は詳細設計、用地買収を進め、3月中旬から工事着手を予定しているとのことであります。令和7年度につきましても、並行して用地買収、工事を進めるとのことでありますので、早期事業を完了に向けて協力してまいりたいと思います。

国道431号沿道北側の富吉地区においては、昨年1月29日付で都市計画法の規定に基づく都市計画決定を行いました。これまで新たに複数の商業施設がオープンし、既存の大型商業施設と共にますます賑わいのあるゾーンとなりました。今後も周辺の沿道環境、居住環境、営農環境との

調和を図りながら、都市利用計画の実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと思います。

本村の公共下水道事業につきましては、令和2年度から公営企業会計による事業運営を行っており、資産及び経費を含む全体の経営状況が複数年に渡り、比較可能な形で把握できるようになりました。今年度は、その経営状況をもとに、将来にわたって安定的に事業を継続していくための、中長期的な経営の基本計画である経営戦略の改定を行いました。

下水道の使用料につきましては、約16年前になります。リーマンショックによる家計への影響を軽減するための減免を行ってまいりましたが、年次的に減免率を引き下げてきているところでもあります。令和7年度は、この減免措置が終了いたしますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1月28日に発生した埼玉県八潮市の道路陥没陥没事故を踏まえ、陥没箇所と同様な大規模な、下水道管路が存在する全国13自治体において緊急点検が行われました。点検の結果、管路の腐食などの異常が3カ所で確認されたところでもあります。下水道の老朽化を早める原因として、汚水中から発生した硫化水素に起因したコンクリート管の腐食が挙げられます。本村の下水道管路の管主は、硬質塩化ビニール管であり、硫化水素に対して強い耐性があります。5年に1回マンホールの法定点検を行い、また毎年の管路清掃と合わせて管路点検を行っており、本村においては異常は見つかっておりません。今後も継続して点検を行い、異常があれば必要な対策を速やかに実施してまいります。

自治会コミュニティ活動支援では、引き続き自分たちの暮らす地域で、安心して暮らすことができる活力ある地域づくりに向けた活動を推進し、また、日吉津村チャレンジサポート地域事業補助金などの必要な支援を行うことで、ボランティアの育成と、地域のコミュニティづくりを推進してまいります。今後も、自治会や村づくりに向けた活動に取り組む、村民の皆様としっかりとコミュニケーションを取りながら、地域力の向上を図ってまいりたいと考えております。

移住定住の促進関係では、引き続き移住定住総合相談窓口におきまして、関係機関とも連携し、仕事、住まい、結婚等を総合的にサポートしてまいります。

結婚のサポートにおきましては、鳥取県が開設した鳥取出会いサポートセンターエントリーと、結婚支援活動にご協力いただける縁結び仲人さんと連携して、婚活されている方へのサポート体制の充実を図ってまいりたいと考えています。

次に空き家対策の関係ですが、本定例会に空き家等の適正管理に関する条例の制定を提案させていただきます。本村では、これまで空き家利活用の取り組みにより、その解消をはかって

いるところですが、危険空き家となり周囲への悪影響を与えることを防止するとともに、周辺に危険が及ぶことが想定される場合には、緊急的に村が安全措置をはかることができる条項を盛り込んだものであります。村民の皆様のご協力も得ながら、空き家の適正管理や利活用の促進を図り、安心安全な環境の維持につなげてまいりたいと考えております。

行財政改革の関係で、これまで本村では行財政改革大綱及び行財政改革プランに基づき、財政運営の健全化を目指し、各種使用料、補助金等の見直し、事務事業の効率化など、さまざまな行財政改革の取り組みを行ってきており、現在は第4次行財政改革プランの実施計画に基づき、効果的な組織体制の検討や事務事業の改廃など、常に見直しを行っております。今後も各種使用料等の見直しや、新たな財源の確保の検討、限られた財源を有効的に活用した事業の実施など、庁内が一体となり、改革の着実な推進を図ってまいります。

総合計画の関係で、令和3年度からスタートした第7次総合計画の計画期間が、前期最終年度を迎え、令和6年度には村民アンケート調査を実施いたしました。このアンケート調査結果をもとに、令和7年度には総合計画の見直しを含めた後期計画の策定作業を進めることとしています。急速に変化する社会情勢にも柔軟に対応しながら、第7次日吉津村総合計画を大きな指針とし、基本構想、基本計画の実現、実施に向け、自治基本条例に定められた住民主権、人権の尊重、情報の共有、参画と協働の基本原則をしっかりと基礎に据えながら、村民の皆様と一緒に、みんなで作る元気な村、住み続けたい日吉津村づくりを進めてまいりたいと思います。

こうした地方創生を始めとするさまざまな取り組みを着実に進めていくため、今定例会では副村長を設置するための条例改正を提案させていただき、本村において平成19年の制度開始以来、設置していない副村長を置きたいと考えています。併せて、総合政策課を日吉津創生推進室と、参画と協働の村づくり推進室の2室体制として、総務課の課内室とする機構改革を行いたいと考えています。

海浜運動公園のリニューアルや、新たな地方創生の取り組みを積極的に推進していくにあたっては、民間や関係の皆様との連携を強化していくことと併せ、村民の皆さまとの対話をより大切にしながら政策を進めていくことが重要であると認識しております。組織の強化を図ることで、安定した村政運営を行いながら新たな取り組みに対し、より積極的に、より機動的に取り組み、村民の皆様の参画による日吉津創生を進めてまいりたいと思います。議員の皆様、村民の皆様におかれましては、引き続き格別のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げ、施政方針とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これで村長の施政方針説明を終わります。

日程第 5 報告第 1 号

○議長（山路 有君） 日程第 5、報告第 1 号総務経済常任委員会の調査研究についてを議題とします。総務経済常任委員長の報告を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（8 番 橋井 満義君） 皆さんおはようございます。総務経済常任委員長の橋井でございます。ただいま議長より指名がございました。

報告第 1 号、日吉津議会議長山路有様、令和 7 年 3 月 4 日、総務経済常任委員長橋井満義。委員会調査報告書、本委員会に付託されました調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第 77 条の規定により報告をさせていただきます。本事件につきましては、閉会中に調査の申し出をさせていただきますして行なったものでございます。内容につきましては、るるご説明させていただきますと思います。

日吉津村議会総務経済常任委員会調査報告書、閉会中の調査、令和 7 年 3 月 4 日、総務経済常任委員会委員長橋井満義。調査地、西伯郡大山町庁舎にまいりまして行なっております。期日は令和 7 年 1 月 21 日火曜日でございます。出席者、総務経済常任委員会のメンバーでございます。私橋井、そして副委員長前田昇、委員斉田光門、そして同山路有議員でございます。ならびに本村役場行政担当として建設産業課課長福井真一課長、そして総合政策課課長大武浩課長、同係長松田健係長、そして里議会事務局長が同伴をしております。

なお、調査目的につきましては空き家対策について、なお詳細については空き家バンクについて、そして空き家対策特別措置法に基づく略式代執行について、空き家対策関係条例について、以上の点から考察並びに調査を行ったものでございます。冒頭に申し上げておきますが、大山町にまいりました折には、町長以下議会の方々には大変同席を賜りまして貴重なご意見をいただいたところでございます。

竹口町長様はじめ、議会としては米本議長、そして教育民生常任委員長の門脇委員長、そして議会事務局からは林原局員、そして担当課としては大山町まちづくり課課長深田智子課長、そして同課長補佐角田拓朗課長補佐、そしてまちづくり課からは原さおり各職員さんから意見を頂戴いたしましたところでございます。厚くお礼を申し上げたいと思います。

それでは、考察について述べさせていただきますと思います。考察について、本村におきまし

ては、空き家対策は喫緊の課題でございます。所有者にとっては、やむなく空き家となる家庭の事情や相続など、さまざまな要因が重なり、簡単に解決できない問題であると認識をしております。しかしながら、隣接地の方にとっては防犯上の問題や、家屋被害、ましては火災の心配などの利害が交錯をし、進展しないのが現状であると考えておりとところであります。これらのことから、打開策として先進事業に取り組みました大山町の事業について、空き家の利活用から除却に至るまでをどのように実施されたのかを考察したいと考え、行ったものでございます。

空き家バンク制度については、家を借りたい、買いたいなど個々の想いを登録し、その内容が、町のまちづくり課に登録されております物件情報とマッチングを行うシステムでございました。そのシステムの運営については、任意団体でありますツクリテに委託をしており、移住交流サテライトセンターという町所有の古民家、これはまぶやという名称がついておりましたが、これにおいて、相談や移住サポートを行っておられたところでございます。

なお、この物件に関わる個々の交渉や契約等については、個人情報並びに個人の利害が関与をするために、これについては一切関与しないという立ち位置で運営を行っておられました。しかし、空き家の利活用に関する補助金制度は、多様なメニューが準備されておられて、物件修繕経費、家財道具処分費補助金や、空き家登録奨励金などが設けられており、なお、これらの財源がどこから充当されておるのかは、今後の課題として持ち帰ったところでございます。

空き家の広報活動につきましては、町の広報大山やツクリテの、先ほど申しあげました任意団体のツクリテの作成した記事を、町のホームページにて確認できるようにされておりました。

また、固定資産税、各家庭におきます固定資産税の納付書の送付時に、チラシを同封するなど、啓発活動を行われておりました。そしてさらに、東京並び大阪において、大阪シティプラザ、そして東京の東京交通会館に、そして岡山にもありますイオン岡山店におきまして、大阪、東京では夏と冬各2回において参加してPRし、相談対応を行っておられたところです。

なお、本調査の主目的の空き家に対する除却の代執行についてであります。ここに至るまでの順序が、重要な要素になると考えたところであります。これには、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいたフローチャートで行う必要があり、かなりの要件と時間が必要のように感じたところであります。特にこの特別措置法における7条関係及び8条関係が、大変な重要な要因であると認識をしたところであります。まずその始めに、特定空き家等に該当するか否かの判断や、課題解決のための空家等対策協議会を設置し開催されておられました。そこで出た意見を集約し、空家等対策計画と空き家対策総合実施計画が策定され、今後はこれらを一本化した計画

にされようとしておるところでございました。

なお、これら似たような法計画なり、計画書が列記されておるわけではありますが、これについては、私の主観も入るところではあるとは思いますが、これについては国交省の住宅局からの通達が、令和5年の3月末にこれがアップされておりまして、これについては国の方も大変苦慮をした状況が見て取れるなというふう感じたところでもあります。これらについては、国の方が後手に回っておるというふう感じております。

それはそうとして、一応これらを一本化した計画として、今後は推進をしていく必要があるというふうに認識をして帰りました。さらに今後は、除却に向けての流れは、現地調査はもちろんのことでありますが、文書通知と多種の用件を経て、特定空き家等に認定されたものが行政代執行となるわけでもあります。当該物件に所有者又は相続人が存在するか否かによるところではありますが、これらの相続人等が存在をする場合については、行政代執行が可能であるということになります。そしてこれがない場合については略式代執行ということになり、これらが二つに二分されるのがこれらの執行内容であったと思います。

この場合の大山町は、略式代執行の事例であり、法定相続人が全員死亡、又は相続権放棄の物件でありました。この物件内容の概要ですが、木造これ2階建てと記しておりますが、これは平屋建ての過ちでありましたので訂正お願いしたいと思います。概要は木造平屋建て住宅1棟、そして木造2階建て土蔵、それと建物周囲はブロック塀約1.4メートルの高さで老朽化が進んでおり、水平部分にクラックが入っております。それでこれらの当該建物の建っておる敷地面積は、600平方メートルであり、住宅及び土蔵内部には一般廃棄物が散乱をし、これらの残地処分、（これは業務委託等）建物及び塀、敷地内草木処分、並びに整地の除却工事。これは、工事請負費のこれら二つ、2本に分けて実施されたものでありました。いづれの事業費も内訳は国2分の1、県4分の1、そして町4分の1の割合であります。これらのことから、国県の合計4分の3の事業比充当は町にとっては大変ありがたいといひましようか、大きく空家等対策協議会の設置からの、これら特措法のルートを経た計画の賜物であったように思えました。本村もこれらの好手法を見習うべきと、大いに考えたところでもあります。

なお委員会の調査が早々に、今回成果を上げることができたことを大変喜ばしく思っておりますが、先ほど村長からの提案からもありました議案の第8号において、これらの日吉津村空き家等の適正管理に関する条例が、このたび提案されたことは、本委員会としても大変成果の上であった調査であったというふうに自負をするところでもあります。

以上、総務経済常任委員会からの報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） これから報告第1号の質疑をおこないます。質疑はありませんか。

[[なし]と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。これで報告第1号を終わります。

日程第6 報告第2号

○議長（山路 有君） 日程第6、報告第2号教育民生常任委員会の調査研究についてを議題といたします。教育民生常任委員長の報告を求めます。

はい、河中教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（7番 河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。閉会中の継続調査について報告いたします。

報告第2号、令和7年3月4日、日吉津村議会議長山路有様、教育民生常任委員長河中博子。委員会調査報告書。本委員会に付託されました調査事件について調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

教育民生常任委員会閉会中の調査報告、期日、令和7年1月15日、視察地、日吉津村社会福祉協議会。視察目的、社会福祉協議会の事業について、参加者、教育民生常任委員5名、敬称略します。江田加代、松田悦郎、長谷川康弘、石原宏章、河中博子。社会福祉協議会から棚田勝至課長、下村映介主任、倉長洋介主事、そして議会事務局から里英樹事務局長です。視察の概要、日吉津村社会福祉協議会通称社協の事業を、私たち村民はどれだけ理解し認識しているか。また、なんとなく理解しているようでも、その実態をどれだけ把握しているか、高齢化社会が進む中、村内の高齢化問題と課題、また高齢者と向き合った支援、政策の必要性について視察いたしました。日吉津村の高齢化率は、令和7年2月1日付で28.4パーセント、全国の29.3パーセント、鳥取県の33.9パーセントと比較いたしまして高くはありませんが、進む高齢化社会における支援施策のニーズは、どの自治体でも時代とともに必要性は高く、かつ多様化しています。

現在社会福祉協議会が、村から委託されています介護予防事業は、包括的支援体制整備事業と、介護予防であります地域生活支援事業からなっています。中でも、日常的に村民が利用しています事業は、概ね、65歳以上を対象にした心と体の健康づくり、いわゆる体力向上と意欲向上の事業で介護予防の一環です。

体力向上の中には、パワーリハビリ、筋力アップ教室、フレイル予防教室、意欲向上の中には男性女性サロン、七福会、寿会、脳いきいき健康教室、これは認知症予防教室ですが、これらがあります。これを、健康管理のために利用している村民は少なくありません。また、社会福祉協議会独自の事業として、デイサービス、小地域福祉活動推進事業、ボランティアセンター運営事業など、さまざまな事業を展開しながら村民福祉に貢献しておられます。

視察した日は、認知症予防教室の脳いきいき健康教室を体験させていただきました。最初に鳥取方式という、ビデオテープを使った柔軟体操で体をほぐし、その後頭の体操と、体の俊敏性を養うカルタ取りをいたしました。このカルタですが、単なるカルタではなく、なぞなぞを取り入れてひとひねりしたカルタとなっていて、読み上げられるコメントになるほどと感心をしたり、カルタを取る一瞬にみんなの緊張感が走ったりで、笑い声が絶えない楽しい経験をさせていただきました。

視察した委員の感想をご紹介します。事業の運営が大変であると感じた。居宅介護支援事業と通所介護事業については、住民サービスの向上と経営改革の一策として、今後指定管理に移行することも考えていく必要があるのではないだろうか。楽しく体を動かすことができ、初対面ながらも利用者の方たちと親しく触れ合うことができた。こうして家の外に出て、人と話をしたり活動したりすることは、老化防止と生きる意欲増進につながると感じた。一人でも多くのかたに利用していただくために、改めて社協の事業について周知宣伝することが必要だと思った。さまざまな事業が工夫を凝らして展開されており、利用者の皆さんは楽しみにして通っておられるようだ。これが、認知症予防に効果を発揮しているのではないかと思う。課題は、男性の参加が少ないことをいかに増やすか、知恵と対策が求められる。社協は、日吉津村の福祉事業の拠点としての役割を担っている。事業内容もそれぞれに工夫されており、さらに多くの皆さんに利用していただきたいと思った。それには、もっと事業内容とその楽しさを知ってもらい、マイペースで利用できることも付け加えて、多くの村民に利用していただく施策が必要だ。

まとめといたしまして、現在の高齢化社会は日常生活の中での小さな集まり、気さくに話せる相手と場所があることが、健康と生きがいの基本になっていると考えられます。その引き受け手の一つが社会福祉協議会です。地域福祉の推進を図ることを目的とする、社会福祉協議会の必要性和役割は、大きく住民のニーズを把握し、そのニーズに添った福祉活動をする。これが地域福祉の基本であると考えます。社会福祉協議会の必要性を評価し、日頃の活動を行政のパイプをも利用した告知に努め、一人でも多くの方に利用していただけるよう活性化に努めるべきだと思

ます。一方、デイサービス等各種事業も含めた全体の運営をさらに発展させるためにも、人材確保、育成、定着が大きな課題となっています。行政と役割分担を行いながら、ともに地域福祉の課題解決を目指していく必要があると思いました。

以上で報告を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で教育民生常任委員長の報告を終わります。

これから報告第2号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これで報告第2号を終わります。

ここで暫時休憩を入れたいと思います。

午前10時00分 休憩

午前10時20分 再開

日程第7 議案第2号 から 日程第26 議案第21号

○議長（山路 有君） 再開します。お諮りします、日程第7から日程第26までは、条例に関する議案ですので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第2号刑法等の一部を改正する法律施行に伴う関係条例の整理に関する条例、日程第8、議案第3号日吉津村副村長定数条例、日程第9、議案第4号日吉津村副村長を置くことに伴う関係条例の整理に関する条例、日程第10、議案第5号日吉津村職員等の旅費に関する条例、日程第11、議案第6号日吉津村物価高騰対応重点支援基金利子補助基金条例、日程第12、議案第7号日吉津村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例、日程第13、議案第8号日吉津村空き家等の適正管理に関する条例、日程第14、議案第9号日吉津村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例、日程第15、議案第10号日吉津村課政設置条例の一部を改正する条例、日程第16、議案第11号日吉津村職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例、日程第17、議案第12号日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、日程第18、議案第13号日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第19、

議案第 14 号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、日程第 20、議案第 15 号日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例、日程第 21、議案第 16 号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第 22、議案第 17 号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第 23、議案第 18 号日吉津村家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第 24、議案第 19 号日吉津村高齢者筋力向上トレーニングルーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第 25、議案第 20 号日吉津村立農業トレーニングセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第 26、議案第 21 号日吉津村立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例、以上 20 件を一括議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました議案第 2 号から、議案第 21 号までについて提案理由をご説明申し上げます。はじめに、議案第 2 号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、懲役及び禁固が新たに拘禁刑として単一化されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものがあります。

次に、議案第 3 号日吉津村副村長定数条例について、提案理由をご説明申し上げます。この度副村長を置くあたり、地方自治法第 161 条第 2 項の規定に基づき、その定数を定めるために新たに制定するもので、その定数を 1 名とするものでございます。

次に、議案第 4 号日吉津村副村長置くことに伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由をご説明申し上げます。副村長を置くことにあたり、必要な条例の整備を行うもので日吉津村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例に、副村長の規定を追加することや、日吉津村副村長を置かないことの条例の廃止を設定するものでございます。

次に、議案第 5 号日吉津村職員等の旅費に関する条例について提案理由をご説明申し上げます。令和 7 年 4 月 1 日に施行される国家公務員等の旅費制度の改正に伴い、本村の職員等に関する旅費制度を全部改正するものであります。主な改正内容は、宿泊料は宿泊費に改め、定額支給から上限付き実費支給に改正することや、日当廃止、宿泊に生じる掛かり増し費用等にあてるための旅費として、宿泊を伴う出張にのみ支給する宿泊手当等を新設するものでございます。

次に、議案第 6 号日吉津村物価高騰対応重点支援資金利子補助基金条例について提案理由をご説明申し上げます。エネルギー原材料価格等の、高騰対策としての融資を受けた村内事業者及び鳥取県地域経済変動対策資金に係る利子の無利子化を行った金融機関に対し、村が実施する利子補助事業の財源に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てるため、基金を設置するものであります。

次に、議案第 7 号日吉津村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例について提案理由をご説明申し上げます。多様化する住民ニーズにより効果的、かつ効率的に対応するため、おおよけの施設の管理運営に、民間の知識、技術を活用しつつ、住民サービスの向上を図るため、指定管理者制度の導入が可能となるよう所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 8 号日吉津村空き家等の適正管理に関する条例について、提案理由を御説明申し上げます。空家等対策の推進に関する特別措置法を円滑に運用するため、新たに条例を制定するもので、空き家法に定めるもののほか、必要な措置等を規定するものであります。

次に、議案第 9 号、日吉津村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で、番号利用法の改正により、同法 2 条に新たに第 8 項が新設され、引用条項に条ズレが生じたことによる改正と併せて所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 10 号日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。令和 7 年 4 月 1 日に予定している機構改革に伴う改正を伴うもので、主な改正内容は総合政策課を廃止して総務課と統合し、それに伴う業務の移動、各課の事務分掌を各条に記載する方式から表形式への変更、また事務分掌の文言の見直しなどの改正を行うものであります。

次に、議案第 11 号日吉津村職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、国の改定内容を準用し、条例の一部を改正するものであります。主な改正内容は、超過勤務の免除の対象となるこの範囲を、3 歳に満たない子から、小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するものでございます。

次に、議案第 12 号日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、国の改定内容を準用し条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容は部分休業について取得の形態を増やし、職員が選択できるように改正するもので

あります。

次に、議案第 13 号日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。条例で定める委員報酬に、空家等対策委員会委員の報酬の額を新たに定め、併せて鳥取県に委託された個人情報保護審議会委員を削除するよう改正を行うものでございます。

次に議案第 14 号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。令和 6 年人事院勧告に基づいて、特別職の期末手当の支給率が引き上げられたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。併せて副村長を置くことに伴い、副村長の給料を設定すること。また村長に限らず教育長、副村長含めて特別職として規定し、給料及び旅費の規定について適用するように改正を行うものであります。

次に、議案第 15 号日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。日吉津村長の給与及び旅費に関する条例に、副村長及び教育長の給与等を規定することに伴い、条例の一部を改正するものであります。主な改正内容は、給与及び旅費等に関する規定を削除し、勤務時間及びその他勤務条件のみの規定に改正するものでございます。

次に、議案第 16 号、日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。令和 6 年人事院勧告により、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたため、国の改定内容を準用し、条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容は、令和 8 年度までに配偶者に係る扶養手当の段階的な廃止、子にかかる扶養手当の月額段階的な引き上げ、単身赴任手当の支給対象者の拡充などの改定を行うものであります。また、3 から 6 級の給料表を改定し、俸給の最低水準を引き上げることにより、早期昇格時や民間からの中途採用時の給与を改善するものであります。

次に、議案第 17 号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。令和 7 年度税制改正大綱において、国民健康保険税の限度額を引き上げることとされたため、条例の一部を改正するものでございます。また、国民健康保険税の算定方式を 4 方式から資産割を除いた 3 方式に段階的に移行するため、税率の改定を行うものであります。

次に、議案第 18 号、日吉津村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、その他の児童福祉関係の基準で、施設の運営等に関する要件として、栄養士の配置等

を求めている部分に、管理栄養士を追加するものでございます。併せて満3歳児および4歳児以上の児童に係る保育士等の配置基準の見直しを行うものでございます。

次に、議案第19号日吉津村高齢者筋力向上トレーニングルーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。多様化する住民ニーズに、より効果的、かつ効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るため、指定管理者制度の導入が可能となるよう所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第20号日吉津村立農業者トレーニングセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。農業者トレーニングセンターのアーリーナ利用については、現在の全面利用だけでなく、反面利用の要望が多いことから新たに反面利用を可能とし、反面利用料金を設定するものでございます。

次に、議案第21号日吉津村立学校の学校医、学校歯科医及び、学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例について、提案理由をご説明申し上げます。鳥取県県内全町村において令和7年4月1日から、学校医、学校歯科医及び、学校薬剤師の公務災害補償について各町村が対応するのではなく、鳥取県町村総合事務組合が一律に対応することになったことに伴い、これまで制定していた村の学校医等の公務災害補償に関する条例を廃止するものでございます。

以上、一括議題となりました議案第2号から、議案第21号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で議案第2号から議案第21号までの提案説明を終わります。

日程第27 議案第22号 から 日程第29 議案第24号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第27から日程第29までは補正予算に関わる議案ですので一括議題としたいと思いますこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第27、議案第22号令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第8回）、日程第28、議案第23号令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）、日程第29、議案第24号令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）、以上、3件を一括議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました議案第 22 号から議案第 24 号までの補正予算について提案理由をご説明申し上げます。始めに議案第 22 号令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）でございますが、歳入歳出それぞれ 4,162 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 7,243 万 6,000 円とするものであります。

歳出の主なものからご説明申し上げます。始めに 15 ページをご覧ください。第 2 款、総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費に 1,962 万 6,000 円の減額を計上しておりますが、これは法改正に伴う、システム改修が令和 7 年度実施となったための、電算処理委託料の減額や、パソコン等リース期間の変更による電算機器借上料の減額が主なものであります。

次に、16 ページをご覧ください。同款、同項、第 5 目企画費に 2,214 万 3,000 円の減額を計上しておりますが、これはふるさと納税の寄附者や、寄附額が減少したことによる記念品等の報償費や、ポータルサイト利用料等の減額が主なものであります。

次に 19 ページをご覧ください。第 3 款民生費、第 2 項児童福祉費、第 2 目児童措置費に 587 万 2,000 円の減額を計上しておりますが、これは障がい児通所サービスにおける利用者の減などによる扶助費の減額が主なものであります。

次に、20 ページをご覧ください。第 6 款商工費、第 1 項商工費、第 1 目商工振興費に 614 万円 1,000 円の減額を計上しておりますが、これはエネルギー原材料価格高騰対応利子補助金等の額が確定したことによる、負担金及び交付金の減額が主なものであります。

次に、25 ページから 26 ページにかけてご覧ください。第 11 款諸支出金、第 1 項基金費の合計に 3,809 万 2,000 円の増額を計上しておりますが、第 2 目減債基金費は普通交付税の需要額の要因として、臨時財政対策債償還金分を積み立てるよう、国の助言があったための 1,177 万 9,000 円の増額、第 3 目夢育む村づくり基金は、ふるさと納税の寄附額の減少による 2,240 万 3,000 円の減額、第 13 目一般廃棄物処理施設整備費積立基金においては、令和 8 年度積立予定額を前倒しするため、2,000 万円の増額を計上しており、第 1 目財政調整基金費に 2,737 万 9,000 円を増額して調整をしております。

続いて、歳入について申し上げますので 10 ページをご覧ください。第 1 款村税、第 2 項固定資産税、第 1 目固定資産税では 907 万円の増額を計上しておりますが、これは令和 6 年度が評価替えの年であり、当初予算で各定額が見込めなかったものの、増が主な要因となっております。11 ページをご覧ください。第 10 款地方交付税、第 1 項地方交付税、第 1 目証交付税に 4,809 万 7,000

円の増額をしておりますが、これは昨年12月24日に交付決定の終わりました国臨時経済対策や、臨時財政対策債償還金等への需要額の配分のための追加交付に伴うものであります。

次に13ページをご覧ください。第17款寄附金、第1項寄附金、第1目総務寄附金では4,460万円の減額となっておりますが、これは夢育む村づくり事業に対する指定寄附金の減が主なものであります。第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金では3,306万8,000円の減額をしております、これにより今年度は財政調整基金繰入を行わないこととなります。

同款、同項、第2目夢育む村づくり基金繰入金では1,364万7,000円の減額を計上しておりますが、これは充当しておりました事業の減額や、財政を振り替えたことに伴い、基金繰入金を減額するものでございます。

次に14ページをご覧ください。第20款諸収入、第5項雑入、第1目雑入では698万6,000円の減額を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました法改正に伴う、システム改修を行うためのデジタル基盤改革支援補助金の減額が主なものでございます。

次に、議案第23号鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）でございますが、歳入歳出それぞれ378万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,863万8,000円とするものでございます。始めに、歳出の主なものをご説明申し上げますので、6ページをご覧ください。第4款保険事業費、第2項特定健康診査等事業費、第1目特定健康診査等事業費に392万円の減額を計上しておりますが、これは受診勧奨業務のうちの委託のうち、一部を県全体で実施したため、村単独で行う事業分が縮小されたことに伴う減が主なものでございます。

続いて、歳入につきまして4ページをご覧ください。第3款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金に375万2,000円の減額を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました特定健康診査等事業費の減額に伴う特別交付金の減によるものでございます。

次に、議案第24号令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）でございますが、歳入歳出それぞれ288万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,632万2,000円とするものでございます。4ページをご覧ください。歳入は後期高齢者医療保険料の増であり、歳出はそれに伴う後期高齢者医療広域連合会への納付金の増が主な要因でございます。

以上、一括議題となりました議案第22号から議案第24号までの提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で、議案第 22 号から議案第 24 号までの提案説明を終わります。

日程第 30 議案第 25 号 から 日程第 33 議案第 28 号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第 30 から日程第 33 までは当初予算に関する議案ですので一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議」なしと呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 30、議案第 25 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算、日程第 31、議案第 26 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第 32、議案第 27 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算、日程第 33、議案第 28 号令和 7 年度日吉津村下水道事業会計予算、以上 4 件を一括議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただ、今一括議題となりました議案第 25 号から議案第 28 号まで、当初予算 4 議案について提案理由を申し上げますが、特に新規事業など主要事業に掛かるものとさせていただきます。始めに議案第 25 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算についてでございます。予算書の 9 ページから 10 ページにかけてご覧ください。歳入歳出それぞれ 33 億 4,881 万 2,000 円と定めております。前年度と比較しますと 5 億 7,731 万 3,000 円の増額で、約 20.8 パーセントの増となっております。歳入について主なものをご説明申し上げます。11 ページをご覧ください。第 1 款村税、第 1 項村民税では、個人住民税は国が行う定額減税が終了致しましたので、前年度比 1,572 万 8,000 円増額の 1 億 9,716 万円を計上しております。同第 2 項固定資産税では、国道 431 号北側の農地が宅地となったことなどが要因で、前年度比 2,776 万 1,000 円増の 6 億 4,609 万円を計上しております。

次に 14 ページをご覧ください。第 10 款地方交付税、第 1 項地方交付税については、普通交付税を前年度実績等から増額を見込み、地方交付税全体では 9,338 万 6,000 円を増額し 8 億 5,440 万 2,000 円を計上しております。

次に 16 ページをご覧ください。第 14 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 1 目民生費国庫負担金では、令和 6 年度の児童手当法の改正に伴う児童手当負担金の増など、前年度比 3,941 万 9,000 円増の 2 億 2,247 万 9,000 円を計上しております。

次に 17 ページをご覧ください。同第 2 項国庫補助金、第 1 目総務費国庫補助金では、新しい

地方経済生活環境創生交付金の増など、前年度比1億5,929万3,000円増の、2億3,036万2,000円を計上しております。

続きまして21ページをご覧ください。第15款県支出金、第2項県補助金、第7目教育費県補助金では、GIGAスクールにおける一人一台端末の機器更新や、ネットワーク工事に対する補助金の増のため、1,135万円を増額し1,437万9,000円を計上しております。

続きまして26ページをご覧ください。第20款諸収入、第5項雑入、第1目雑入ではシステム標準化移行開始業務に伴う、デジタル基盤改革支援補助金などにより、前年度比5,564万2,000円増の7,203万円を計上しております。第21款村債は公共施設等適正管理推進事業債1,280万円や、地域活性化事業債1億8,230万円など、合計で前年度比1億4,789万5,000円増の2億1,120万円を計上させていただいております。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。まず、28ページをご覧ください。総務費について申し上げます。第1項総務管理費、第1目一般管理費の総額は8,677万8,000円を増額し、4億2,830万7,000円としております。これは30ページにあります、システム標準化移行開始業務に伴う、電算業務委託料の増や、31ページになりますが、ガバメントクラウド利用料に伴う、使用料及び賃借料が増となったことが主な要因でございます。

次に、41ページをご覧ください。第3款民生費についてご説明申し上げます。第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の総額は、3,304万円を減額し、2億9,557万円としております。これは扶助費に計上しておりました、電力、ガス、食料品等物価高騰重点支援給付金の皆減及び定額減税に伴う物価高騰対応重点支援調整給付金の減が主な理由でございます。

続きまして、49ページをご覧ください。同款第2項児童福祉費、第2目児童措置費は3,628万2,000円を増額し、2億9,598万6,000円としておりますが、これは児童手当給付の増に伴う、扶助費の増額が主なものであります。

続きまして、54ページをご覧ください。衛生費でございます。第4款衛生費、第1項保険衛生費、第2目予防費の総額は2,201万円を増額し、4,116万3,000円としております。これは令和7年4月から、高齢者带状疱疹ワクチン接種が定期接種となることに伴う、予防接種委託料の増などが主な要因でございます。

次に、63ページをご覧ください。第6款商工費について御説明申し上げます。第1項商工費、第1目商工振興費は447万4,000円を減額し、1,182万円としておりますが、これは新型コロナ対策や原材料価格高騰対策に伴う、資金融資にかかる利子補助金が借入時期に伴い、償還が終了

しているための減が主な要因でございます。また、地方創生 2.0 を推進するため、特産品の開発や日吉津村の PR につなげていくことを目的として、新たな産業づくりを行うための、地域公社立ち上げのための出資金等を計上しております。

次に、66 ページをご覧ください。第 7 款土木費についてご説明申し上げます。第 3 項都市計画費、第 2 目公園費に 4 億 400 万 2,000 円を増額し、4 億 3,004 万 1,000 円としております。これは、令和 5 年度から実施しております海浜エリア活性化事業において、検討してまいりました海浜運動公園再整備の事業者選定及び、キャンプ場テニスコート等の整備工事を行ってまいります。

次に、69 ページをご覧ください。第 8 款消費費について御説明申し上げます。第 1 項消防費、第 2 目災害対策費に 569 万 8,000 円を増額し、1,795 万 3,000 円としておりますが、これは災害対策用備品として、ワンタッチベットやポータブル電源の備品購入が主なものでございます。また、引き続き耐震対策として、ブロック塀改修や耐震シェルター、感震ブレーカー設置等へ補助を行ってまいります。

次に、73 ページをご覧ください、第 9 款教育費についてご説明申し上げます。第 2 項小学校費、第 1 目学校管理費の総額は 2,470 万 7,000 円を増額し、9,979 万 3,000 円としております。これは 75 ページに記載がありますが、児童が使うタブレットの更新購入及び、GIGA スクール構想における、体制整備工事の実施等が主な要因でございます。また、令和 7 年度から、通常の登校時間より早く登校する 1、2 年生を対象に、朝の居場所づくりを行ってまいる事業費も計上しております。

次に、84 ページをご覧ください、同款第 5 項保健体育費、第 1 目社会体育総務費は 678 万 3,000 円を増額し 1,013 万 3,000 円としておりますが、これは各自治会など、地域における住民主体の体力づくりなどを支援する目的で、集落支援員を配置することが主な要因でございます。

なお、令和 7 年度から副村長の配置を予定していること、及び昨年度の人事院勧告に伴う全体的な賃金アップにより、昨年度の人件費から 8.8 パーセントの増となっております。

続いて、議案第 26 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。予算書の 4 ページと 5 ページをご覧ください。歳入歳出それぞれ、3 億 8,601 万 4,000 円と定めております。前年度と比較しますと、1,322 万 6000 円、役 3.3 パーセントの減となっております。

初めに、歳入について 6 ページをご覧ください。第 3 款県支出金の総額は、昨年度から 1,130 万 5,000 円を減額し、2 億 9,201 万 1,000 円としております。これは療養給付費の減額に伴う、

保険給付費等交付金の減が主なものでございます。

次に、歳出について 10 ページをご覧ください。第 2 款保険給付費、第 1 項療養諸日費、第 1 目一般非保険者療養給付費は、929 万 8,000 円を減額し、2 億 4,332 万 3,000 円としておりますが、これは前年度実績から見込んだ診療報酬の減が主な要因でございます。

次に、議案第 27 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。予算書の 4 ページをご覧ください。歳入歳出それぞれ 6,959 万 3,000 円と定めております。前年度と比較しますと 642 万 2,000 円の増、約 10.2 パーセントの増となっております。

始めに歳入について 5 ページをご覧ください。第 1 款後期高齢者医療保険料の総額は 636 万 6,000 円を増額し、5,903 万 7,000 円としております。これは被保険者数の増による、保険料の増が主な要因でございます。

次に、歳出ですが 7 ページをご覧ください。第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金の総額は、633 万 2,000 円を増額し 6,821 万 2,000 円としております。これは歳入でご説明いたしました保険料の増に伴う、納付金の増が主な要因でございます。

次に、議案第 28 号令和 7 年度日吉津村下水道事業会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。はじめに 1 ページから 2 ページにかけてご説明致します。第 3 条において、収益的収入及び支出の予定額、第 4 条において資本的収入及び支出の予定額、第 5 条において起業債の予定額などを定めております。第 3 条及び第 4 条につきまして、予算実施計画からご説明申し上げますので 19 ページをご覧ください。収益的収入の予定額は、前年度に比べ 401 万 4,000 を減額し、1 億 5,647 万 6,000 円としておりますが、下水道事業収益の内、第 2 項営業外収益、第 3 目長期前受金戻し入れの減額が主な要因となっております。一方 20 ページになりますが、収益的支出の予定額も 5,971 万円の減額し、1 億 5,038 万 3,000 円としておりますが、これは営業費用のうち、次の 21 ページに書いてありますけれども、第 4 目総がかり費の経営戦略見直し支援業務の完了に伴う委託料の減が主な要因となっております。

続いて、24 ページをご覧ください。資本的支出の予定額は 773 万 3,000 円を減額し、4,768 万 6,000 円としておりますが、第 1 項建設改良費の内、移動式汚泥脱水車格納庫改修工事を、令和 6 年度に計上していたことによる減が主な要因でございます。資本的支出に合わせまして、23 ページの資本的収入の予定額においても 1,281 万 4,000 円を減額し、720 万円を計上しております。

なお、ページは戻りますけれども 2 ページの第 4 条におきまして、資本的収入が資本的支出に

対して不足する額 4,048 万 6,000 円につきましては、第 4 条本文中、括弧書きで記載のとおり補填することとしております。

以上、簡単ではありますが、議案第 25 号から議案第 28 号の説明とさせていただきます。補足につきまして、総務課長から説明を申し上げます。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 失礼します。それでは議案第 25 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算の補足説明を簡単に申し上げます。歳出についてご説明申し上げます。初めに予算書の 39 ページをご覧ください。第 2 款総務費、第 4 項選挙費、第 2 目国政選挙費は、夏に参議院通常選挙が行われることに伴い、556 万 2,000 円を計上しております。

次に、40 ページをご覧ください。同款第 5 項統計調査費、第 1 目統計調査総務費では令和 7 年度に国勢調査が行われますので、前年度比 204 万 6,000 円増の 244 万 1,000 円を計上しております。

次に 48 ページをご覧ください。第 3 款民生費、第 2 項児童福祉費、第 1 目児童福祉総務費において、令和 8 年 4 月の子ども家庭センターの設置に向けて、子ども家庭ソーシャルワーカーの研修費用を、負担金補助金及び交付金に 62 万 5,000 円計上しております。

次に、56 ページをご覧ください。第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費、第 4 目保険事業費は前年度比 509 万 4,000 円増の 5,627 万 6,000 円としておりますが、75 歳以上の高齢者を対象に、保険と介護の一体事業を実施するための、講師謝礼として報償費を計上しております。

次に、59 ページをご覧ください。第 5 款農林水産業費、第 1 項農業費、第 3 目農業振興費の総額は 2,909 万 8,000 円としておりますが、記載は 60 ページとなりますけれども、負担金補助金及び交付金の内、がんばる農家プラン事業補助金が皆減となったものの、がんばる地域プラン事業補助金において、施設整備等の補助金の増額を行い 462 万円を計上しております。

次に、71 ページをご覧ください。第 9 款教育費、第 1 項 教育総務費、第 2 目事務局費の総額は、5,516 万 1,000 円を計上しておりますが、この内令和 5 年度から実施しておりますふるさと読本制作事業について、現在作成中ではありますが 7 年度中に完成し、印刷を行うため、次の 72 ページですけれども、ふるさと読本制作アドバイス印刷業務委託料として 220 万円を計上しております。

次に、79 ページをご覧ください。同款第 4 項社会教育費、第 1 目社会教育総務費の総額は 2,066 万円を計上しておりますが、このうち記載が 80 ページとなります。負担金補助金及び交付金に、

小中高校生が英語検定を受ける際の補助金を、新たに10万円計上しております。なお、各施設や各事業において直接的な人件費の他に、物価高騰の影響や人件費の増により、委託料や手数料などの役務費、各団体への補助金や負担金等が全体的に増額となっております。

なお、議案第26号令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第27号令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算、議案第28号令和7年度日吉津村下水道事業会計予算については、村長からの説明のとおりでございます。

以上、主な部分のみではありますけれども、議案第25号から議案第28号の補足説明とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 以上で、議案第25号から議案第28号までの提案説明を終わりました。

日程第34 議案第29号 から 日程第35 議案第30号

○議長（山路 有君） お諮りします日程第34から日程第35までは財産に関する議案ですので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第34、議案第29号財産の無償貸付について、日程第35、議案第30号日吉津温泉の利用許可申請について、以上2件を一括議題としたいと思います。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました議案第29号から議案第30号までについてご説明申し上げます。はじめに議案第29号の財産の無償貸与についてであります。温泉泉源の土地と、泉源用水ポンプ及び付属建屋を無償で貸し付けることにより、旧うなばら荘の温泉施設を、観光客や地元の方々の憩いの場、交流の場として有効に活用することができ、地域の魅力発信や海浜エリアの活性化につながることを期待できることから、財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、本議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第30号日吉津温泉の利用許可申請について、提案理由をご説明申し上げます。日吉津温泉の温泉利用許可申請が、アールコーポレーション株式会社から提出されたことに伴い、日吉津村温泉利用条例第7条の規定により、日吉津村温泉審議会に諮問した結果、利用申請を認める答申を受けたもので、同条例第8条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、一括議題となりました議案第 29 号から議案第 30 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で、議案第 29 号から議案第 30 号までの提案説明を終わります。

日程第 36 同意第 1 号 から 日程第 37 同意第 2 号

○議長（山路 有君） お諮りします、日程第 36 から日程第 37 までは人事に関する議案ですので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 36、同意第 1 号日吉津村教育委員会委員の任命について、日程第 37、同意第 2 号日吉津村温泉審議会委員の委嘱について、以上、2 件を一括議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました、同意第 1 号から同意第 2 号までについて提案理由をご説明申し上げます。はじめに、同意第 1 号日吉津村教育委員会委員の任命についてであります。日吉津村教育委員会委員澤田裕二氏が、令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了されることに伴い、令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 4 年間再任したく、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第 2 号日吉津村温泉審議会委員の委嘱について、提案理由をご説明申し上げます。日吉津村温泉利用条例に基づく審議会を設置し、7 名の方に委員を委嘱していますが、1 名の方より辞任届が出されましたので、新たに推薦選出団体からの推薦者棚田勝至氏を委員に委嘱したいので、日吉津温泉利用条例第 5 条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、一括議題となりました同意第 1 号から同意第 2 号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で同意第 1 号から第 2 号までの提案説明を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会致します。

なお、次回の本会議は明日 3 月 5 日水曜日午前 9 時から一般質問を行いますので、同議場にお集まりいただきたいと思っております。そういたしますと、本日はこれで散会いたします。

午前 11 時 20 分 散会
